

ケアプランやまもも 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人けいびん会（以下「事業者」という。）が開設するケアプランやまもも（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービスが特定の種類またはサービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに研修を実施する。

6 居宅介護支援サービスを提供するにあたっては、介護保険等情報関連その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランやまもも
- (2) 所在地 浜田市久代町309

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 3人（常勤職員3人、内1人は管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、8月14日から16日、および12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 居宅訪問を実施、その他必要に応じて第3条に規定する事業所内等
- (2) サービス担当者会議の開催場所 利用者の居宅、第3条に規定する事業所内、その他必要と認められる場所において開催する。同意を得られた場合はテレビ電話等の利用も可とする。

- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度、モニタリング 少なくとも月1回以上
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、旧浜田市とする。

(虐待の防止のための事項)

第8条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に養護者又は養介護施設従事者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(勤務体制の確保)

第9条 当事業所は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるように介護支援専門員の勤務体制を定め介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当するものとする。

(苦情処理)

第10条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第11条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第12条 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(身体拘束等の適正化のための事項)

第13条 当事業所は、身体拘束等の適正化のため次の措置を講ずるものとする。

指針の整備

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。ただし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人けいびん会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程の一部を、平成26年12月1日から変更する。

この規程の一部を、平成27年2月1日から変更する。

この規程の一部を、平成27年12月19日から変更する。

この規程の一部を、平成28年10月1日から変更する。

この規程の一部を、平成31年1月1日から変更する。

この規定の一部を、令和3年4月1日から変更する。

この規定の一部を、令和3年12月16日から変更する。

この規定の一部を、令和5年6月1日から変更する。

この規定の一部を、令和6年4月1日から変更する。

この規定の一部を、令和6年5月1日から変更する。

この規定の一部を、令和6年12月1日から変更する。